

筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例

昭和 50 年 4 月 1 日

条例第 2 号

改正	昭和54年 6 月20日 条例第 3 号	昭和56年 3 月28日 条例第 2 号
	昭和61年 3 月25日 条例第 1 号	平成 4 年 4 月 1 日 条例第 2 号
	平成 6 年 3 月31日 条例第 3 号	平成15年 3 月28日 条例第 6 号
	平成15年10月24日 条例第11号	平成17年 3 月28日 条例第 1 号
	平成19年 2 月27日 条例第 1 号	平成20年 2 月15日 条例第 1 号
	平成21年 2 月27日 条例第 3 号	平成21年 2 月27日 条例第 5 号
	平成24年 2 月16日 条例第 2 号	平成25年 7 月23日 条例第 6 号
	平成29年 2 月23日 条例第 4 号	

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 203 条及び第 203 条の 2 の規定に基づき、次の各号に掲げる特別職の職員並びに議会の議員（以下「特別職の職員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 管理者
- (2) 副管理者
- (3) 議長
- (4) 副議長
- (5) 議員
- (6) 監査委員
- (7) 行政不服審査会委員
- (8) 筑西広域管内救急高度化推進委員会委員
- (9) 筑西広域管内救急高度化推進委員会専門部会委員

(管理者等の報酬)

第 2 条 管理者及び副管理者（以下「管理者等」という。）の報酬は、別表第 1 に掲げる額とする。

(議会の議員の議員報酬)

第 3 条 議会の議長、副議長及び議員（以下「議会の議員」という。）の議員報酬は、別表第 2 に掲げる額とする。

(報酬の支給方法)

第 4 条 管理者等及び議会の議員には、その職についた当月から月割計算により報酬を支給し、任期満了、辞職、失職、死亡によりその職を離れたときは、その当月までを月割計算により報酬を支給する。ただし、どのような場合であっても重複して報酬を支給しない。

2 前項に規定する以外の支給方法については、一般職の職員の例による。

(監査委員等の報酬)

第 5 条 監査委員、行政不服審査会委員、筑西広域管内救急高度化推進委員会委員及び筑西広域管内救急高度化推進委員会専門部会委員の報酬は、別表第 3 に掲げる額とする。

(費用弁償)

第 6 条 特別職の職員等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として別表第 4 に掲げる旅費を支給する。

2 議会の議員が招集に応じて議会の会議、議会の委員会又は筑西広域市町村圏事務組合会議規則（昭和 56 年議会規則第 1 号）第 74 条の規定による協議又は調整を行うための場に出席したときは、費用弁償として 1 日につき 3,000 円を支給する。

(費用弁償の支給方法)

第7条 特別職の職員等の旅費の支給方法は、一般職の職員の旅費支給の例による。

(委任)

第8条 この条例の実施に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、旅費に関する規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

(筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止)

- 2 筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和45年組合条例第3号)は、これを廃止する。

(日当に関する特例)

- 3 管理者等の旅費のうち、日当については、当分の間、第7条及び別表第4の規定にかかわらず、県内の旅行については1日につき1,250円、県外の旅行については1日につき2,500円を支給する。ただし、日帰りの旅行に伴う日当については支給しない。

附 則(昭和54年6月20日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年3月28日条例第2号)

この条例は、筑西広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約(昭和56年規約第1号)の施行の日から施行する。

附 則(昭和61年3月25日条例第1号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成4年4月1日条例第2号)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第4の規定は、この条例の施行日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則(平成6年3月31日条例第3号)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月28日条例第6号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、旅費に関する規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

附 則(平成15年10月24日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、平成15年10月1日から適用する。

附 則(平成17年3月28日条例第1号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月27日条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(報酬及び費用弁償に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する収入役及び副収入役に係る報酬及び費用弁償並びに収入役に相当する費用弁償を支給する議員の費用弁償については、第1条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則（平成20年2月15日条例第1号）
この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月27日条例第3号）
この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月27日条例第5号）
この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月16日条例第2号）
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月23日条例第6号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年2月23日条例第4号）
この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

職名	報酬年額
管理者	70,000 円
副管理者	60,000 円

別表第2（第3条関係）

職名	議員報酬年額
議長	60,000 円
副議長	50,000 円
議員	45,000 円

別表第3（第5条関係）

職名	報酬日額
監査委員	5,000 円
行政不服審査会委員	5,000 円
筑西広域管内救急高度化推進委員会委員	5,000 円
筑西広域管内救急高度化推進委員会専門部会委員	5,000 円

別表第4（第6条関係）

職名	鉄道賃	船賃	車賃 (1 kmにつき)	日当 (1 日につき)	宿泊料 (1 夜につき)	
					県内	県外
			円	円	円	円
管理者	実費	実費	37	2,500	12,000	13,000
副管理者	同上	同上	37	2,500	12,000	13,000

議長	同上	同上	37	2, 500	12, 000	13, 000
副議長	同上	同上	37	2, 500	11, 000	12, 000
議員	同上	同上	37	2, 500	11, 000	12, 000
監査委員	同上	同上	37	2, 500	11, 000	12, 000
行政不服審査会委員	同上	同上	37	2, 500	11, 000	12, 000
筑西広域管内救急高度化推進委員会委員	同上	同上	37	2, 500	11, 000	12, 000
筑西広域管内救急高度化推進委員会専門部会委員	同上	同上	37	2, 500	11, 000	12, 000